

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成18年5月23日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン盛岡南ショッピングセンター 盛岡市向中野字向中野（都市再生機構ゆいとびあ盛南地内）105街区
- 2 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要  
駐車需要の充足等交通に係る事項
  - (1) 開店後の交通事情、特に土日、祝祭日や各種セール等により多くの集客が見込まれ渋滞発生の恐れがある場合は、区画整理事業により基盤整備された場所への臨時駐車場の確保や誘導員の配置等により、適切な交通処理が図られるよう措置されたい。なお、従業員駐車場が必要な場合にも、区画整理事業により基盤整備された場所に設置するよう措置されたい。
  - (2) バス停位置や店舗とバス停までの動線は、バス利用が促進されるよう適切に措置されたい。
  - (3) 計画地南側のNo.4出入口は、一般住宅に隣接していることから、極力退店車両を誘導しないよう配慮されたい。
- 4 提出された意見書の概要  
住民等から6通の意見書が提出され、その概要は次のとおりである。
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項（1件）  
当初出店計画を遵守し、適正な店舗運営を望む。
  - (2) 駐車需要の充足等交通に係る事項（5件）
    - ア 駐車場の混雑状況を分かり易く表示願いたい。
    - イ 従業員等の駐車スペースを確保願いたい。
    - ウ 店舗と住宅の間は歩道が狭く、車道も6メートルしかないので、車の集中による混雑発生を非常に不安に感じる。騒音防止、交通安全の確保という見地からも、来退店自動車が南側の道路を極力通行しないような交通計画とされたい。
    - エ 市内大規模店では週末に道路が混雑するため、歩行者が横断歩道をなかなか渡ることのできない状態が発生している。新しい店舗では歩行者が安心して買物のできる施設にするよう配慮すべきである。
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮（1件）  
リサイクル率を上げるのも大切だが、物を使わないようにする店舗とするよう対応願いたい。
  - (4) 防災・防犯対策への協力（3件）  
閉店時刻については、周辺の住宅地等に配慮し、青少年の非行防止、防犯の観点からも計画どおりの営業を望む。閉店時刻以外の事項についても、青少年の非行防止、防犯に十分に配慮し、警備員の配置等適切な措置を望む。また、夜間の駐車場で青少年が集まり非行の温床とならないよう、警備をするなどの配慮を望む。
  - (5) 騒音の発生に係る事項（1件）  
来客の自動車による騒音の発生を減らすため、バスの便を良くして、来客が自家用車以外でも楽に来店できるよう対応願いたい。
  - (6) 街並みづくり等への配慮等（8件）
    - ア 元々緑のあった所に店舗を建てるので、景観に配慮し、敷地の20パーセントから30パーセント程度を緑地とされたい。
    - イ 地域環境重視の企業理念を当地区でも発揮され、住民の期待に応えるような事業展開を望む。
    - ウ 建物の色彩は原色の派手な色は避け、「緑の公園」にマッチする色彩で統一願いたい。
    - エ 巨大なサインポールは廃し、「サインポールのない大型店」のイメージづくりを検討願いたい。
    - オ 電飾や光る動画等刺激的な色調の夜間照明は使用しないよう対応願いたい。
    - カ 屋外をすべてアスファルトで固めることなく、敷地内に緑地、花壇、ベンチの設置ゾーンを設けるなど、高齢者にも魅力

のある店舗づくりを期待する。

キ 将来、地域住民、各種団体等と協働活動を進めていくための企業文化づくりを目指しながら運営願いたい。特色あるイベントや環境芸術に出会える街路空間の造成等を日常的に進め、「緑豊かな福祉都市」の景観づくりに積極的に参画願いたい。

ク 店舗付近には原敬記念館等の観光施設等もあり、店舗建物及び付帯設備について、周辺の景観に配慮したデザインの建物とすることを望む。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見及び提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。